

三重県いじめ防止基本方針の改訂について

1 本方針改訂の趣旨

令和4年5月末に取りまとめられた、いじめの重大事態の対処に係る三重県いじめ対策審議会からの答申や、令和4年8月に県教育委員会と県子ども・福祉部によるいじめ防止対策ワーキンググループで取りまとめたいじめ防止の対応策を、本方針に反映させるため改訂した。

2 改訂にあたり新たに記載した内容

(1) いじめの対処

- 児童生徒のネットリテラシーや情報モラルを育む教育を推進すること。
- 児童生徒がいじめの防止・早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見したときの対応方法を身に付けたりするための学習を促進すること。
- アンケート調査や面談に加え、学習用端末等を活用するなど、児童生徒が悩みや不安を相談しやすい体制を整備すること。
- 「いじめの早期発見のための気づきリスト」を活用するなどして、学校と家庭が連携し、児童生徒の悩みや不安をいち早く把握するように努めること。
- いじめを発見または情報を得たら、原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちにに取り組むこと。
- 被害児童生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、被害児童生徒を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、被害児童生徒や保護者と協議すること。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めること。

(2) いじめ重大事態の対処

- 欠席日数が30日に満たなくとも、一定期間連続して欠席しているような場合は、重大事態として迅速に調査に着手すること。
- 児童生徒が退学、転学、休学を申し出た場合には、学校は、その理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、直ちに学校の設置者に報告すること。
- 県立学校で発生した重大事態の調査において、異なる行政機関との情報交換や連携が必要となる場合は、原則として、三重県教育委員会が主体となって調査を行うこと。
- 被害児童生徒や保護者が調査の実施や調査結果の公表を望まないとしても、再発防止の観点から、学校の対応の問題点や再発防止に向けての提言等については公開を検討する必要があること。

県立学校においては、三重県教育委員会が再発防止に向けての提言等を集積して公開するため、被害児童生徒や保護者に公表に向けて協力を求めること。
- 県立学校におけるいじめ重大事態の調査報告書及び調査に係る文書は、10年間保存すること。